

長野県地域課題解決型創業支援事業補助金交付要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域の課題をビジネスの手法で解決するソーシャル・イノベーションによる創業を行う者等を支援するため、公益財団法人長野県産業振興機構（以下「振興機構」という。）が、創業支援金の執行事務及び創業者等に対する伴走支援に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関して、補助金交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、創業支援金とは、県内の地域課題の解決を目的として社会的事業を行う者に対し、必要な経費について、振興機構が支出する補助金をいう。

なお、社会的事業を行う者とは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 新たに創業する者

(2) 事業承継又は第二創業する者（ただし Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野に限る）

2 この要綱において、社会的事業とは、地域活性化関連、過疎地域活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境エネルギー関連、社会福祉関連、困難を有する若者への教育・就労支援等に関連する事業のことをいう。

（立入検査）

第17条 振興機構は、国および県が必要に応じて行う立入検査に協力するものとする。また、この検査により返還命令等の指示が出された場合においては、これに従うこととする。